

令和6年度宮古市空き家等利活用補助金(リフォーム)について

以下のとおり、空き家所有者が自己の居住のために**空き家をリフォームする場合のリフォーム費用の一部を補助**します。

補助金の交付を希望される方は、以下の内容をご確認のうえ、申請にあたりご不明な点は宮古市役所企画課地域創生推進室までお問い合わせください。

1 申請受付期間について

令和6年度の申請受付期間は、**令和6年4月1日から令和6年6月28日まで**とします。

なお、なお一次募集期間の申請受付および審査等の終了後、市の予算に残額が生じることとなった場合はあらためて募集を行うこととします。

2 補助金の交付要件について

補助金の主な交付要件は、以下のいずれにも該当する方です。

- ▶ 市内に空き家を所有していること(個人の所有に限られます。)
- ▶ 昭和56年6月1日以降に着工された空き家(耐震性が確保されていることが証明できる場合はこの限りではない)を自己の居住のためリフォームし、当該空き家に令和7年3月10日までに居住を開始し、以後自己の居住のために10年以上活用すること

3 補助金額について

補助金の額は、リフォーム工事費の1/3(千円未満の端数切捨て)が対象となります。

なお、上限額は以下のいずれかとなります。

A 若者世帯又は子育て世帯の場合・・・100万円

B 上記以外の場合・・・70万円

若者世帯:申請日時点で、申請者又はその配偶者が39歳以下の世帯

子育て世帯:申請日時点で、申請者が18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を扶養している世帯

4 必要書類

申請に必要な書類は、以下のとおりです。

No.	内容
1	補助金交付申請書
2	住民票謄本(世帯員全員分のもので、省略のないもの)
3	本人確認書類の写し(免許証やマイナンバーカードなど)
4	工事見積書の写し(工事内訳明細が分かるもの)
5	リフォームを行う空き家の位置図
6	リフォームを行う空き家の平面図
7	リフォームを行う空き家の外観写真及び工事予定箇所の現況写真
8	他の共有者等の同意書(該当する場合のみ※)
9	リフォームを行う空き家の用途、構造、建築年次及び権利関係を証明できる書類の写し

※同意書が必要な場合は、以下の通りです。

①空き家に抵当権を設定している場合

→抵当権設定者及び全ての権利者から事業実施に関する同意書の提出が必要です。

②空き家が共有である場合

→他の共有者の全員から事業実施に関する同意書の提出が必要です。

5 その他特記事項

- ▶ 補助金は予算の範囲で交付します。交付件数が予算範囲を上回る場合、以下の優先順位で補助金を交付するものとします。この結果、申請しても交付されない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【優先順】

第1位 移住者かつ若者世帯又は子育て世帯の申請者の方

第2位 移住者の申請者の方又は若者世帯又は子育て世帯の市民の申請者の方

第3位 上記以外の申請者の方

- ▶ 工事については、補助金交付決定後に契約を締結し、着工する必要があります。
- ▶ リフォーム工事の完了後、令和7年3月10日までに当該物件に居住を開始する必要があります。